

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

青森県聴覚障害者情報センター

指定管理者：一般社団法人青森県ろうあ協会

〒030-0944

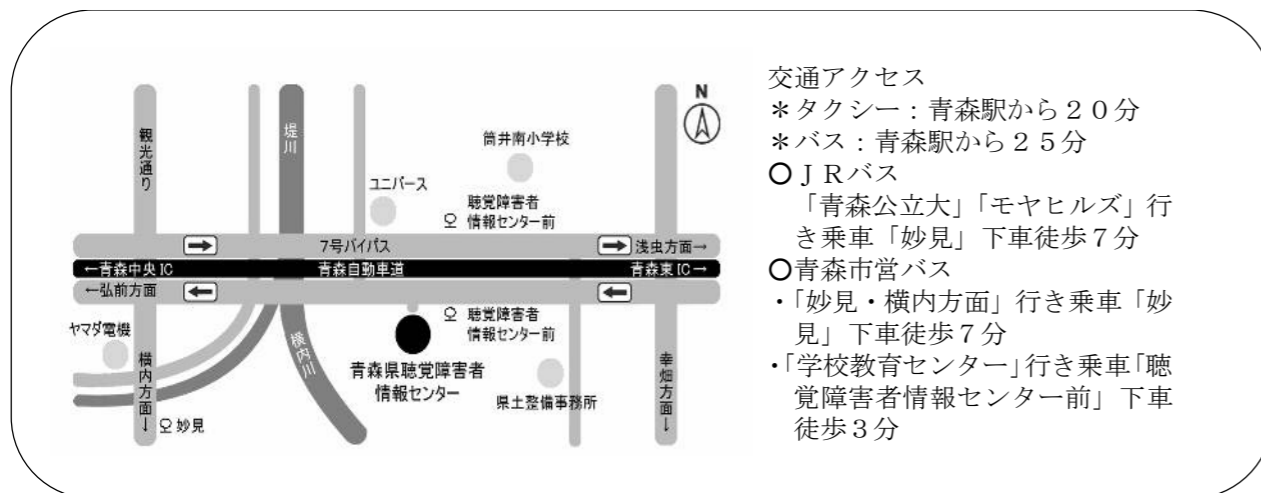
青森市筒井字八ツ橋76-9

TEL 017-728-2920 FAX017-728-2921

Mail center@aomori-chokaku.jp

<http://www.aomori-chokaku.jp/>

「盲ろう者」について知ってください



◇あなたは「盲ろう者」を知っていますか？

「目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障害がある人」のことを盲ろう者といいます。

目と耳という人間の主要な感覚機能に障害を併せ持つため、情報入手、コミュニケーションや移動等様々な場面で困難が生じます。

視覚障害者への支援と聴覚障害者への支援を足しただけの支援では不十分です。

「盲ろう」という障害の特性に応じた支援が必要となります。

◇「盲ろう者」は、その障害の状態や程度は様々です。下記の4つのタイプに大別されます。

	聞こえない	聞こえにくい
見えない	①全盲ろう	③盲難聴
見えにくい	②弱視ろう	④弱視難聴

- ①全く見えず聞こえない状態「全盲ろう」
- ②見えにくく聞こえない状態「弱視ろう」
- ③全く見えず聞こえにくい状態「盲難聴」
- ④見えにくく聞こえにくい状態「弱視難聴」

◇盲ろうになるまでの経緯も様々です。

- ①視覚障害者が成長過程で聴覚障害を発症する「盲ベース盲ろう」
- ②聴覚障害者が成長過程で視覚障害を発症する「ろうベース盲ろう」
- ③生まれつき、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障害を発症する「先天的盲ろう」
- ④成人期以後に視覚と聴覚の障害を発症する「成人期盲ろう」

		聴覚障害の発症時期		
		先天的～乳幼児期	～成年	～老年期
視覚障害の発症時期	乳幼児期	③先天的盲ろう	①盲ベース盲ろう	
	成年	②ろうベース盲ろう	④成人期盲ろう	
	老年期			

◇コミュニケーション方法も様々です。

障害の状態や程度、盲ろうになるまでの経緯により異なります。

		点字	文字	音声	手話	指文字	
使用する感覚	触る	指点字 点字通訳	手書き文字 (手のひら書き)		触手話	日本語式 指文字	ローマ字式 指文字
	見る		文字通訳 (筆談)		接近手話		
	聴く			音声			

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業とは？

盲ろう者が社会参加する上で、通訳・介助員の支援が必要な場合に通訳・介助員を派遣する事業です。

◇どんな場合に派遣ができるの？

- ・公共機関等での手続きや相談など
- ・会議や研修会等に出席する場合など
- ・医療機関等での受診・検査など
- ・社会生活などに必要と認められた場合

◇利用登録ができる方は？

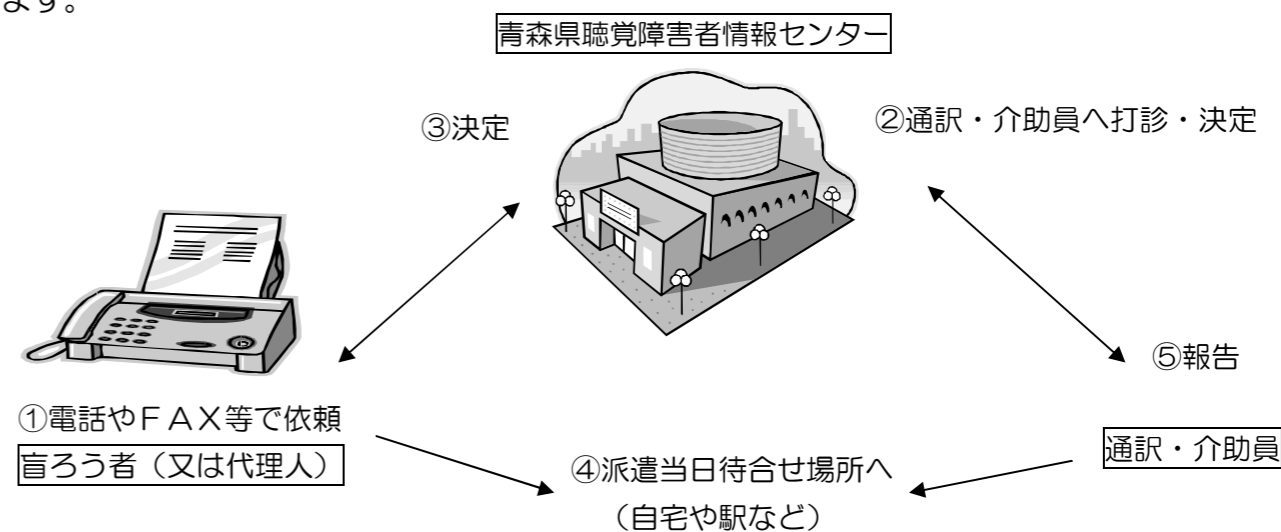
- ・青森県内にお住まいの方
- ・身体障害者等級視覚と聴覚障害の重複による障害程度が1級又は2級の方

◇利用登録の手続きは？

- ・利用者登録申請書の提出により利用登録をします。

◇利用方法は？

- ・派遣を希望する日の1週間前までに通訳・介助員派遣申請書を提出して下さい。
- ・希望するコミュニケーション手段や派遣内容に対し、適任の通訳・介助員を調整し、派遣します。



登録や利用に伴う費用負担はありません。ただし、通訳・介助員と一緒に行動する際の交通費、入場料等は、通訳・介助員の分も利用者（盲ろう者）の負担となります。

ある盲ろう者は、「深海に沈められた箱の中に閉じ込められたような世界」と例えました。見えない・聞こえない障害があることで、強い不安や孤独を感じ将来を悲観し、絶望の闇の中で苦しんでいる人が少なくありません。

身近に「盲ろう」になった方がいたら、このパンフレットの情報をお伝え下さい。また、お気軽に電話やFAX等でお問合せ下さい。